令和８年　第３回定例

旭川市議会会議録　第７号

○令和８年１０月８日（木曜日）

開議　午前１０時００分

閉会　午前１１時４１分

○出席議員（３３名）

1番	横山	啓一
2番	いしかわ	まさき
3番	笠井	まなみ
4番	あべ	なお
5番	中村	みなこ
6番	江川	あや
7番	上野	和幸
8番	植木	だいすけ
9番	小林	ゆうき
１０番	駒木	おさみ
１１番	皆川	ゆきたけ
１２番	たけいし	よういち
１３番	石川	まさゆき
１４番	沼﨑	雅之
１５番	まじま	隆英
１６番	髙橋	紀博
１７番	品田	ときえ
１８番	塩尻	英明
１９番	高木	ひろたか
２０番	中野	ひろゆき
２１番	えびな	安信
２２番	高橋	ひでとし
２３番	菅原	範明
２５番	石川	厚子
２６番	能登谷	繁
２７番	高見	一典
２８番	金谷	美奈子
２９番	高花	えいこ
３０番	中村	のりゆき
３１番	安田	佳正
３２番	松田	卓也
３３番	福居	秀雄
３４番	杉山	允孝

○欠席議員（１名）

２４番	佐藤	さだお

○説　明　員

市長	今津寛介
副市長	熊谷好規
副市長	佐藤昌彦
総合政策部長	三宅智彦
行財政改革部長	三宮元樹
総務部長	土岐尚義
土木部長	高橋正樹
教育長	和田英邦
水道事業管理者	富岡賢司
監査委員	金澤匡貢

○事務局出席職員

議会事務局長	林上敦裕
議事調査課長	香川秀頼
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課長補佐	浅海雅俊
議事調査課主査	信濃孝美

○会議録署名議員

１５番	まじま隆英
２９番	高花えいこ

○議事日程

日程第２　認定第１号ないし認定第11号
日程第10　報告第１号
日程第11　報告第２号
日程第12　報告第３号
日程第13　報告第４号
日程第14　報告第５号
日程第15　報告第６号
日程第16　報告第７号

○追加議事日程

日程第19　議案第８号　議員の派遣について
日程第20　議案第９号　旭川市教育委員会委員の任命について
日程第21　議案第10号　旭川市公平委員会委員の選任について
日程第22　議案第11号　旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23　議案第12号　人権擁護委員の推薦について
日程第24　花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査について
日程第25　請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
日程第26　意見書案第１号　殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書について
日程第27　意見書案第２号　奨学金の金利急上昇に対する負担軽減を求める意見書について
日程第28　意見書案第３号　物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書について
日程第29　意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について
日程第30　意見書案第５号　軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について
日程第31　意見書案第６号　地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書について
日程第32　意見書案第７号　米国産生ばれいしょの輸入解禁反対等を求める意見書について
日程第33　意見書案第８号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書について
日程第34　意見書案第９号　防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書について
日程第35　意見書案第10号　夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書について
日程第36　決議案第１号　ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を求める決議について

○本日の会議に付した事件

１．報告第１号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について　（報告済）
１．報告第２号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について　（報告済）
１．認定第１号　令和７年度旭川市一般会計決算の認定について　（原案認定）

１．認定第９号　令和７年度旭川市水道事業会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第10号　令和７年度旭川市下水道事業会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第２号　令和７年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第３号　令和７年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第４号　令和７年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第５号　令和７年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第６号　令和７年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第７号　令和７年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第８号　令和７年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について　（原案認定）
１．認定第11号　令和７年度旭川市病院事業会計決算の認定について　（原案認定）
１．報告第３号　専決処分の報告について　（報告承認）
１．報告第４号　専決処分の報告について　（報告承認）
１．報告第５号　専決処分の報告について　（報告済）
１．報告第６号　専決処分の報告について　（報告済）
１．報告第７号　専決処分の報告について　（報告済）
１．議案第８号　議員の派遣について　（原案可決）
１．議案第９号　旭川市教育委員会委員の任命について　（原案同意）
１．議案第10号　旭川市公平委員会委員の選任について　（原案同意）
１．議案第11号　旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任について　（原案同意）
１．議案第12号　人権擁護委員の推薦について　（可と答申決定）
１．花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査について　（報告承認）
１．請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
陳情第44号　旭川市における歴史資料の一元的デジタルアーカイブ化と、市民の記憶を未来へ引き継ぐ仕組みの構築を求めることについて　（総務）
陳情第45号　融雪槽設置住宅の減税について　（総務）
陳情第56号　宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて　（総務）
陳情第61号　旭川市史の現代語訳版作成及びデジタルアーカイブ「旭川のあゆみ」への併載を求めることについて　（総務）
陳情第49号　宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて　（民生）
陳情第52号　電磁的記録の部分公開に関する運用の見直しについて　（民生）
陳情第57号　熊の無差別駆除の即時停止及び共生政策の実施について　（民生）
陳情第58号　メッセンジャーＲＮＡワクチン接種事業の中止を求める意見書の提出を求めることについて　（民生）
陳情第35号　旭川市アリーナ建設計画の見直しと市民生活優先の予算編成を求めることについて　（経済建設）

陳情第53号　いじめ事案における警察との連携強化及び相談基準の明確化について
（子育て文教）
陳情第54号　官民・デジタル技術連携による不登校児童生徒及び保護者への包括的支援とフリースクール等利用助成制度の検討について　（子育て文教）
陳情第59号　既存相談窓口へのＡＩ相談の追加及びＡＩを活用した寄り添い型相談支援モデルの実証導入を求めることについて　（子育て文教）
陳情第60号　公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて　（子育て文教）
陳情第62号　旭川市立近文第二小学校の正式名称を「近文第二小学校」にすることについて
（子育て文教）

１．意見書案第１号　殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書について　（否決）
１．意見書案第２号　奨学金の金利急上昇に対する負担軽減を求める意見書について（原案可決）
１．意見書案第３号　物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書について（否決）
１．意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について　（原案可決）
１．意見書案第５号　軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について
（原案可決）
１．意見書案第６号　地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書について　（原案可決）
１．意見書案第７号　米国産生ばれいしょの輸入解禁反対等を求める意見書について（原案可決）
１．意見書案第８号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書について　（原案可決）
１．意見書案第９号　防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書について　（原案可決）
１．意見書案第10号　夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書について　（原案可決）
１．決議案第１号　ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を求める決議について　（原案可決）

開議　午前１０時００分

○議長（福居秀雄）　ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３３名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄）　本日の会議録署名議員には、１５番まじま隆英議員、２９番高花えいこ議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄）　ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕）　御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、２４番佐藤議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますが、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄）　それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第１０及び日程第１１の報告第１号及び報告第２号の以上２件を順次議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第１０、報告第１号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄）　日程第１１、報告第２号、令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄）　日程第２、認定第１号ないし認定第１１号の令和７年度旭川市各会計決算の

認定の以上１１件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも決算審査特別委員会にその審査を付託した案件でありますが、本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることにいたします。

決算審査特別委員会

委員長　３２番　松田議員。

○松田卓也議員（登壇）　本特別委員会に付託を受けておりました認定第１号ないし認定第１１号の令和７年度旭川市各会計決算の認定の以上１１件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過でありますが、本特別委員会は９月２４日に開会し、総務経済建設、民生子育て文教の２分科会を設置して付託議案を両分科会で分担し、９月２４日から１０月２日までの間、それぞれの分科会を６回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、１０月２日に両分科会委員長から、質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。その後、１０月６日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派１名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

両分科会の審査過程及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、認定第１号、認定第９号及び認定第１０号の令和７年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上３件につきましては、日本共産党のまじま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり認定すべきものと決定し、認定第２号ないし認定第８号及び認定第１１号の以上８件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇）　日本共産党は、認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定、認定第９号、令和７年度旭川市水道事業会計決算の認定、認定第１０号、令和７年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

私ども会派は、大綱質疑、さらには２つの分科会質疑、市長への総括質疑で、賛否を判断する上で必要な質疑を行ってまいりました。

その結果、私たち会派や市民が求めていた子ども医療費助成の対象を高校生に拡大したこと、正規事業にはならなかったものの、補聴器購入に対する助成制度の対象を拡大したことは評価いたします。

一方で、永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、決算年度の使用料、２社合計で７千４３１万３千４８０円、全額を免除しています。２０１５年度から２０２５年度までの累計額は、２社合計で９億８千７６３万１千１０円になっております。市民要望、住民サービス増進のための自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は適切なものとは言えません。

２０２５年度市政執行においては、受益と負担の適正化が提案されました。その中には、家庭ごみ処理手数料等の見直し案が含まれています。

２００６年度にプラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別が開始されましたが、それに際して開かれた住民説明会は２３４回でした。また、２００７年度にごみ袋を有料化する際に開かれた説明会は、有料化決定前が６６回で決定後が３１８回です。

一方、２０２５年度にごみ袋値上げに際して開かれた説明会は、全体説明会が２回、地域まち協ごとに１５回で、合わせて１７回にすぎません。これで市民合意が得られたとは考えられません。

花咲スポーツ公園再整備事業、いわゆる花咲新アリーナ事業は、２０２５年度当初の計画では事業手法の選定と事業者募集であり、年度内に参加資格確認申請を終える予定でした。

しかし、事業者の言いなりに締切り期限を遅らせましたが、実際には１社も申請がなく、あえて締切りを３日間遅らせ、年度をまたいだ行政執行には疑問が残ります。

事業手法の決定は、文書主義に反して提案文書もなく非保有に決定しましたが、その根拠を十分に示すことができていません。

花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザリー業務委託は、受託者の専門的な知見は生かされず、応募者がない可能性がありながら、アドバイスされることはありませんでした。業務委託費の３千９万６千円の積算根拠も明らかにされず、過大な支払いの疑念が払拭できません。

これらの２０２５年度の花咲新アリーナ事業の市政執行は、行政の仕事としては不十分であり、積算根拠のない業務委託費の執行は決算認定にはなじみません。

次に、認定第９号、認定第１０号の水道料金、下水道使用料の減免制度について、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯に対し、減免制度を廃止したこと、生活保護世帯に対して減免制度を縮小してきたことを容認するわけにはまいりません。

以上の理由から、日本共産党は、認定第１号、平和７年度旭川市一般会計決算の認定、認定第９号、令和７年度旭川市水道事業会計決算の認定、認定第１０号、令和７年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、認定第１号、認定第９号及び認定第１０号の令和７年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上３件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり認定であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）　賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認定第２号ないし認定第８号及び認定第１１号の以上８件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり認定であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第１２、報告第３号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第１３、報告第４号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第１４、報告第５号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄）　日程第１５、報告第６号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄）　日程第１６、報告第７号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄）　日程第１９、議案第８号、議員の派遣についてを議題といたします。

本案につきましては、旭川市議会基本条例第１３条の規定に基づく市民との意見交換の場として、市民と議会の意見交換会を実施するため、議員を派遣しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容につきまして、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２０、議案第９号、旭川市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介）　議案第９号、旭川市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市教育委員会委員坂田葉子氏は、本年１０月１０日をもって任期満了となりますので、同氏を再度任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

坂田葉子氏は、医療法人社団丘のうえこどもクリニック院長をされる傍ら、一般社団法人旭川市医師会理事、北海道小児科医会常任理事として、さらに、令和４年１０月から旭川市教育委員会委員として活躍されている方でございます。

坂田氏は、教育に関し、豊かな識見を有されており、かつ、人格も高潔な方であることから、本市の教育委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ同氏の任命につきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２１、議案第１０号、旭川市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介）　議案第１０号、旭川市公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市公平委員会委員米田和正氏は、本年１０月１０日をもって任期満了となりますので、その

後任といたしまして、小門史子氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

小門史子氏は、北海道職員を経て、平成１６年１０月に弁護士登録され、現在も弁護士をされる傍ら、旭川開発建設部入札監視委員会委員、旭川市行政不服審査会委員として活躍されている方でございます。

小門氏は、人事行政に関し、豊かな識見を有されており、かつ、人格も高潔な方であることから、本市の公平委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ同氏の選任につきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２２、議案第１１号、旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介）　議案第１１号、旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市固定資産評価審査委員会委員浅井傑氏は、本年１０月２０日をもって任期満了となりますので、同氏を再度選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

浅井傑氏は、株式会社片桐紙器代表取締役社長をされる傍ら、旭川工業団地協同組合副理事長、北海道紙器段ボール箱工業組合副理事長として、さらに、令和５年１０月から旭川市固定資産評価審査委員会委員として活躍されている方でございます。

浅井氏は、人格、識見ともに優れ、固定資産の公正な評価などに関して豊かな知識と経験を有しており、本市の固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ同氏の選任につきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２３、議案第１２号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

市長。

○市長（今津寛介）　議案第１２号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員大平祐大氏、奥山ゆみ子氏及び箭原実氏は、令和９年３月３１日をもって任期満了となりますので、３名の方々を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

大平祐大氏は、平成２６年１２月に弁護士登録された後、現在も弁護士として、さらに、平成３０年４月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

奥山ゆみ子氏は、旭川市立明星中学校校長などを歴任された後、上川教育研修センター所長などを務められ、平成３０年４月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

箭原実氏は、社会福祉法人旭川春光会セルプフロイデ施設長をされる傍ら、保護司、民生委員・児童委員を務められ、令和６年４月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

ただいま申し上げました３名の方々は、人格、識見ともに優れ、また、人権の擁護に深い理解と関心をお持ちで、人権擁護委員として適任であると考えますので、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可と答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可と答申することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２４、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査についてを議題といたします。

本案につきましては、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会にその調査を付託した案件でありますが、本特別委員会委員長から調査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることにいたします。

花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会

委員長　３０番　中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員（登壇）　本特別委員会は、御承知のとおり、令和８年第２回定例会におきまして、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査を行うことを目的として設置されたところでありますが、その調査経過並びに本特別委員会としての結論を御報告申し上げたいと存じます。

まず、調査経過についてでありますが、本特別委員会は、令和８年６月３０日に第１回目の委員会を開催して以来、１０月５日までの間、委員会を９回開催し、理事者に対しては必要な資料の提出を求めながら、花咲スポーツ公園再整備事業及びこれに関連する事業について鋭意調査を進め、また、この間、各会派１名による代表者会議を開催し、委員会運営などについて協議を行ってまいったところであります。

以下、調査経過につきまして、具体的に申し上げたいと思います。

まず、令和８年７月１４日の委員会で、これまでの経過等について理事者から説明を受けた後、理事者に対し資料要求を行い、７月３０日及び３１日の委員会において集中的な調査を行ってまいりました。

その後、事業方式や大規模事業、その他アリーナ建設に関し必要な事項について、８月１２日の委員会で理事者に対し資料要求を行い、８月２８日及び３１日の委員会において集中的な調査を行ってまいりました。

これらの経過を踏まえ、９月１５日の委員会において、各会派及び無所属委員からの意見開陳を行い、本委員会としての結論の取りまとめを行ってきた次第であります。

以上が本委員会の主な調査経過でありますが、ここで、本委員会としての結論を申し上げたいと存じます。

総合体育館の老朽化等の課題に対応するため、市は、花咲スポーツ公園の再整備に向けた事業を構築し、推進してきた。しかし、スポーツ施設としての公共的機能に加え、プロフィットセンター機能を有する新アリーナの整備を目指したことにより、事業スキームや官民の役割及びリスク分担、市民合意等について多面的な検討が必要となった。その中で、令和８年１月に実施した（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集では、期限までに参加資格確認申請がなかった。

今後の事業実施に当たっては、市全体のまちづくりという視点に立ち、総合的に議論することが必要であり、本委員会における以下の意見、提言等を真摯に受け止めるとともに、市民の理解を得られるよう丁寧かつ速やかに検討を進めるべきである。

１　これまでの事業推進に対する検証について

市は、官民連携導入可能性調査を実施し、保有方式と非保有方式を比較検討した上で非保有方式を選定したものの、財政負担等の将来見通しや市場ニーズの精査、丁寧な合意形成の進め方に多くの課題が指摘された。また、建設費の高騰や人材不足という想定外の外的要因もあり、整備事業募集要項で要件とする建設企業の参画時期に対する考え方など、官民連携を成功させるための市場との相互理解が不足していたと考えられる。

２　非保有方式の事業実施について

非保有方式については、民間事業者のノウハウを最大限に生かし、市場ニーズへの柔軟な対応を可能とするといった優位性があるが、行政による長期的な公費負担や事業者側の負担となる費用想定、物価変動等のリスク分担の在り方など、非保有方式での事業実施が可能かについて、実効性を

見据えた慎重な判断が必要であった。
３　複合大型公共事業の同時進行について
今後、老朽化が進行する多くの公共施設は、財政上の理由によって改修、整備が進んでいないことから、公共施設等総合管理計画に基づいて、将来世代の財政負担も考慮し、機能集約、多機能化、最適化などの観点から総合的に議論する必要がある。
４　今後の事業の方向性について
花咲スポーツ公園内における新アリーナ整備計画については、当該公園内での事業推進は一旦立ち止まり、単なる事業方式や立地場所の見直しにとどまらず、まちづくりの観点から再構築すべきである。
ついては、今後の検討において、事業実施が妥当と判断される場合は、以下の点に留意すること。
（１）新アリーナについては、単なる公共施設としてではなく、まちをどうつくり変えるかなど、次期総合計画やグランドデザインを含めた未来のまちづくりを見据え、都市経営の視点に立ち、部局の垣根を越えた多角的な議論をすること。
（２）事業方式については、非保有方式に限らず、事業者からの提案を議論するなど、実現可能な事業方式を構築し、市民にとって最も合理的で利益のある選択を再考するとともに、その検討過程や財政負担、事業効果等について、市民及び議会に丁寧な情報提供を行うこと。
（３）立地選定については事業の実現性を高め、旭川の価値を生み出す公共交通の利便性や周辺エリア一帯の開発可能性、既存公共施設との連携、エリアマネジメント等を考慮し調査、検討すること。
（４）施設整備の検討に当たっては、スポーツ関係団体等との対話を継続し、市として可能な連携支援の在り方を明確にすること。
との意見の集約を見たところであります。
なお、取りまとめの段階で示されました各会派及び無所属委員からの意見につきましては、議員各位に御配付申し上げております調査報告書に添付してございますので、この際、その報告は省略させていただきます。
以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の調査報告を終わらせていただきます。
何とぞ、本特別委員会の報告どおり、議員各位の御承認を賜りますようお願い申し上げます。
（降壇）
○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。
発言の通告がありません。御発言ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。
これより、討論に入ります。
討論の通告がありますので、順次、発言を許します。
髙橋紀博議員。
○髙橋紀博議員（登壇）　花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会調査結果報告に対し、民主・市民連合を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。
本報告書の２、調査結果に記載されている項目１から４の内容が調査委員会における総意であり、

次のページに記載されている（１）から（４）の４項目に関しては、記載にあるとおり、事業実施が妥当と判断される場合に対するあくまでも留意点であります。

今後、理事者において議論を進める上で、今申し述べたことを踏まえて検討すべきと申し上げ、賛成の討論といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　次に、能登谷議員。

○能登谷　繁議員（登壇）　花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の報告に係る日本共産党の賛成意見を述べます。

調査特別委員会の報告が全会一致で可決されました。

各会派の意見を見ても結構な違いがある中で、一致点を探り、一つ一つ丁寧に集約されました。もちろん、一致しない点も多く、それは各会派の意見を掲載していますので、それぞれの主張が確認できるものになっています。集約のために粘り強く御尽力いただいた正副委員長とそれを支えた事務局の仕事に感謝したいと思います。

今回の調査特別委員会の結論は、花咲スポーツ公園内における新アリーナ整備計画については、当該公園内での推進事業は一旦立ち止まり、単なる事業方式や立地場所の見直しにとどまらず、まちづくりの観点から再構築すべきであると書かれています。

花咲スポーツ公園内に新アリーナ建設は駄目だということ、花咲以外はどうかというと、単なる事業方式や立地場所の見直しにとどまらず、再構築すべきということになっています。簡単に言えば、花咲新アリーナは、事実上、白紙撤回という意味であり、再構築するのであれば、通常の公共事業のように手続を踏み直しなさいということだと理解できます。

市は、この議会の調査報告を真摯に受け止めて、市としてこれまで行っていなかった財政的な検討や建設事情などを具体的に調査し直すべきだと思います。

特に、事業方式は厳しく検討し直す必要があります。非保有、民設民営で建設が可能かどうか、はっきりと確認しないまま突き進んだために、結局、誰も応募しないという大失態になりました。

財政的な検討も破綻リスクの回避対策も提案されてみないと分からない、しかし、巨額の使用料は払わせられるという手法は、公共の仕事としてはなじまず、何より財政民主主義が担保されないおそれがあります。

今後の市政運営に当たっては、十分な市民合意を図り、議会とも議論を重ねることを前提にすべきだと申し述べて、報告に対する賛成意見といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２５、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたし

ます。

本案は、日程第２５付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２６、意見書案第１号、殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇）　意見書案第１号、殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中　村　みなこ　　まじま　隆　英　　石　川　厚　子

能登谷　繁

以上、４名であります。

殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書

政府は２０２６年４月２１日、防衛装備移転三原則とその運用指針の改正を閣議決定し、殺傷能力を有する武器輸出を可能にした。

これまで日本では、１９６７年に佐藤栄作首相が武器輸出三原則を国会で表明し、１９７６年には三木武夫首相が三原則対象地域以外においても武器輸出を慎むとして、実質的に全面禁止の立場をとってきた。２０１４年に防衛装備移転三原則を策定した際にも、殺傷能力を持たないとされる５類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定されてきた。

しかし、政府が４月に行った防衛装備移転三原則とその運用指針の改正によって、戦闘機や護衛艦、潜水艦など殺傷・破壊能力を持つ自衛隊法上の武器の輸出を可能にした。輸出対象国は防衛装備品・技術移転協定の締結国とされているが、新たな協定締結により対象国は拡大できるために制約とはなり難い。また、紛争当事国への武器輸出も特段の事情がある場合は例外にするという規定まで設けられた。

日本が生産・輸出する武器によって他国の人々の命を奪うことは、日本国憲法の平和理念に反する。また、多くの犠牲者を生んでいる世界各地での武力紛争を助長しかねない。

よって、政府においては、防衛装備移転三原則とその運用指針による殺傷能力を有する武器輸出の容認を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）　賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄）　日程第２７、意見書案第２号、奨学金の金利急上昇に対する負担軽減を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇）　意見書案第２号、奨学金の金利急上昇に対する負担軽減を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中　村　みなこ　　まじま　隆　英　　石　川　厚　子

能登谷　　繁

以上、４名であります。

奨学金の金利急上昇に対する負担軽減を求める意見書

今日、大学生の約半数が奨学金を利用している実態がある。とりわけ、日本学生支援機構の奨学金の利用者が多数となっている。日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第１種）、有利子貸与型（第２種）の３区分があり、２０２４年度において、最も多い約６２万人が利用しているのは有利子貸与型であるが、金利の急上昇によって、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となっている。

返還期間中の金利が変わらない利率固定方式では、２０２２年３月には約０．４パーセントであった利率が２０２６年３月には約２．４パーセントに跳ね上がっている。奨学金の利率は、卒業時などの貸与終了時の数値が適用されるため、２０２６年３月に卒業した学生は、わずか４年前の卒業生と比較して約６倍もの金利を課されることになる。利子が大幅に膨らむことにより、入学当初の想定を大きく上回る返済総額となる。

これまでも奨学金の返済が若者の重たい負担になっていたが、物価高騰の下での金利上昇による

利子負担の増大で、返済困難に陥るリスクが高まっている。若者が経済的理由により学びを断念することや、人生設計に悪影響を与えることがないようにすることが必要である。

よって、政府においては、増加した利子分への支援策を講ずるとともに、給付型、無利子貸与型の対象を拡大し、今般の奨学金の金利急上昇に対する負担を軽減することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）　賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第２８、意見書案第３号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇）　意見書案第３号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略します。

中　村　みなこ　　まじま　隆　英　　石　川　厚　子

能登谷　繁

以上、４名であります。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書

２０２６年度の年金改定率は、国民年金が１．９パーセント増、厚生年金が２．０パーセント増とプラス改定になったが、物価上昇率３．２パーセントと比較すると、実質的に１．３パーセントの減額となっている。その結果、第２次安倍政権以降の２０１３年からの１４年間で公的年金は物価上昇率と比べて実質９．９パーセントの減額となっている。このことは、今後、現役世代が年金を受給する際に、実質的に減額される可能性が極めて大きいことを意味する。

この１４年間で、消費税は５パーセントから１０パーセントへと２倍、７５歳以上の医療費窓口負担も２倍となり、介護保険料や国民健康保険料の値上げなど社会保険料の負担も増える中、米など食料品の高騰、これに加えイランを巡る紛争によって石油製品を中心に物価が高騰し、年金生活者の実質可処分所得は更に目減りしている。

その結果、年金だけでは食べていけず、働かざるを得ない高齢者が増え、年金だけで生活している高齢者の割合は減少しており、医療費や食費、暖房費すら削らざるを得ない年金受給者も少なからずいる。とりわけ、農業・漁業従事者、自営業者に多い国民年金のみの年金受給者にとってはその低さが深刻な問題となっている。

厚生労働省は、年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、基礎年金改善の検討を始めた。

高齢化率の高い自治体では、年金が所得と家計消費に占める割合も高く、年金支給額の実質的削減は年金受給者の購買力を低下させ、地域経済への影響も大きくなる。一方、年金支給額の引上げは消費を活性化させ、結果として地域経済の好循環につながる。

よって、政府においては、若者も高齢者も安心して老後を過ごせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇）　ただいま提案説明がありました意見書案第３号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書につきまして、公明党を代表しまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本意見書案は、昨今の物価高騰を踏まえ、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを国に求める内容となっております。物価高騰が続く中、高齢者や年金受給者の日々の暮らしについては極めて重要な課題となっております。私たちも痛切に受け止めているところであります。

しかしながら、現行の年金制度の根幹やこれまでの改革の経緯、さらには、世代間の公平性と制度の持続可能性という観点から見た場合、本意見書案の主張に賛同することは極めて難しいと考えております。

我が国の公的年金制度は、現役世代が納める保険料が高齢世代の年金給付を支える世代間扶養の仕組みを基本として成り立っています。かつてのように物価上昇に合わせて無条件に年金額を引き上げ続ければ、そのツケは全て将来を担う現役世代や未来を生きる子どもたちの保険料の負担増、あるいは、将来の給付水準の大幅な低下という形で跳ね返ってくることになります。

こうした事態を避け、少子高齢化が進む中でも１００年先まで年金制度を破綻させずに維持するために２００４年に導入されたのが、マクロ経済スライドであります。これは、現役世代の負担能

力や平均寿命の伸びに合わせて給付水準を緩やかに調整し、将来世代への受給権を確実に守るための極めて重要かつ不可欠な安全装置とも言える制度であります。

今回の改定においても、このルールに基づきプラス改定が行われており、実質的な減額であると一方的な論理で批判することは、制度の持続可能性を支える仕組みそのものを否定することになりかねません。

また、年金支給額そのものを安易に引き上げれば、莫大な財源が必要となりますが、その財源をどこに求めるのかという責任ある提案も示されませんでした。

公明党は、これまでも、所得の低い受給者や基礎年金のみに頼る高齢者の方々に対し、年金制度の枠組みを崩すことなく生活を底上げするため、年金生活者支援給付金の創設を主導してまいりました。

これにより、所得の低い年金受給者に対し、老齢基礎年金への上乗せ分として、給付基準額で月額５千６２０円、年間にして約６万７千円、仮に御夫婦であれば、世帯で年間約１３万５千円の給付が行われており、物価上昇に合わせてこの基準額自体も改定されております。

これに加え、低所得、高齢者の介護保険料の負担軽減や、物価高対策としての重点支援地方交付金の活用など、現場の声に即したきめ細かな重層的支援を強力に推進してきたところであります。

高齢者の生活の安定を守るために真に必要なことは、将来世代への負担先送りとなる年金の原則なき引上げではなく、年金制度の持続可能性を堅持した上で、真に支援を必要とする方々への的を絞った生活支援や社会保障全体のセーフティーネットの強化を図ることであります。

以上のことから、公的年金制度の安定と将来世代への責任を損ないかねない本意見書案の内容につきましては、持続可能な制度を支持する立場からも、とても受け入れることはできません。

よって、意見書案第３号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書に対する公明党を代表しての反対意見といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長（福居秀雄）　日程第２９、意見書案第４号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

いしかわまさき議員。

○いしかわまさき議員（登壇）　意見書案第４号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ　まさき	笠井　まなみ	あべ　なお
たけいし　よういち	石川　まさゆき	沼﨑　雅之
えびな　安信	高橋　ひでとし	菅原　範明
佐藤　さだお	松田　卓也	杉山　允孝

以上、１２名であります。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

本市は、北海道の中心部に位置し、大雪山・十勝岳連峰の雄大な山々の下、石狩川を始め大小多くの河川がまちを潤す、四季の彩りにあふれたまちである。米や野菜、果実など豊富で新鮮な食により我が国の食糧供給の一翼を担うとともに、先人たちが築いてきた歴史、文化や気候風土など本市ならではの魅力を有しており、これらの優位性や独自性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めている。

しかしながら、地域の生活や産業を支える社会資本の整備等を取り巻く環境は、近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応や、今後一斉に更新期を迎える橋りょうなど公共施設の老朽化対策といった多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消するため、人流を活性化させ、物流の効率化による生産性向上や大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進め、防災・減災、国土強靭化の取組を着実に推進することが不可欠である。さらに、積雪寒冷地である本市においては、冬期間の交通機能を維持するため、安定的な除排雪体制を確保するなど、市民生活の安全、安心を図ることが強く求められている。

一方で、中東情勢等の緊迫化に伴う資材価格の高騰などの影響により、公共事業費や維持管理費が著しく上昇する中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、社会資本の整備、維持管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

１　市民の暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２　第１次国土強靭化実施中期計画に基づく橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策を着実に進めるために、今後の資材価格や人件費高騰等の影響を踏まえた必要な予算、財源を確保すること。

３　人流の活性化と、物流の効率化による生産性向上に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

４　社会資本の維持管理に幅広く活用できる柔軟な交付金制度を創設するとともに、都市公園など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

５　令和８年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限の延長を含めた地方財源措置制度の充実を図ること。

６　冬期間においても国土強靭化による道路整備のストック効果を発揮するなど、雪国の産業や生活を支える安全で快適な道路交通を確保するため、除排雪の充実に必要な予算を確実に確保すること。

７　冬期間における円滑な交通確保のため、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

８　堤防整備、ダム建設等の治水対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、市町村が管理する普通河川に対応した財政支援を強化すること。

９　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３０、意見書案第５号、軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員（登壇）　意見書案第５号、軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ　まさき	笠井　まなみ	あべ　なお
たけいし　よういち	石川　まさゆき	沼﨑　雅之
えびな　安信	高橋　ひでとし	菅原　範明
佐藤　さだお	松田　卓也	杉山　允孝

以上、１２名であります。

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成２１年度の地方税法の改正により道路特定財源から一般財源化され、

これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に対する軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「特例措置」という。）は、令和６年３月末で廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により３年間の延長措置が認められ、令和９年３月末で適用期限を迎える。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料や降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しいスキー場経営は更に圧迫され、一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

本市内のスキー場においても、安全、安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に特例措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除の特例措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３１、意見書案第６号、地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

江川議員。

○江川あや議員（登壇）　意見書案第６号、地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略しますが、

江　川　あ　や	上　野　和　幸	植　木　だいすけ
小　林　ゆうき	髙　橋　紀　博	品　田　ときえ
塩　尻　英　明	高　木　ひろたか	高　見　一　典
金　谷　美奈子		

以上、１０名であります。

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

人口減少及び少子高齢化の進行により、特に地方部においては、利用者の減少と採算性の悪化が同時に進行し、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増している。加えて、運転手不足の深刻化も相まって、このままではバスや鉄道といった交通機関の維持が困難となり、地域住民の移動手段、いわゆる地域の足が、地方部のみならず都市部においても失われるおそれが現実のものとなっている。

地域公共交通は、通学、通院、買物など住民の日常生活を支えるのみならず、地域経済や観光を下支えする基盤であり、その維持、確保は地域社会の存立に直結するものである。とりわけ、北海道を始めとする広域分散型の地域においては、自家用車を利用できない高齢者や学生等にとって、生活に不可欠な移動手段となっている。

こうした実態を踏まえれば、公共交通は、市場原理を基本とする単なる民間サービスの枠組みを超え、道路等と同様に社会インフラの一部として位置付けられるべきものであり、その維持については公的主体が積極的に関与していく新たな段階にあると考えられる。

しかしながら、現状においては、国において講じられている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく施策や、地域公共交通確保維持改善事業による支援は、対象や支援内容が限定的であり、多くの生活交通は依然として地方公共団体の財政支援に依存しているのが実情である。

これらの経費は、特に人口減少の進行が厳しい地方部において、既に標準的な財政需要となりつつあるにもかかわらず、現状においては、制度的裏付けが十分とは言い難い状況にある。

よって、国においては、次の事項について早急に制度の検討を始めるなど、地域公共交通を将来にわたり持続的に確保するための抜本的な措置を積極的に講ずるよう強く要望する。

１　地域公共交通の維持、確保は国家的課題であるとの認識の下、現行法の枠組みを見直し、公共交通を基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置付けるとともに、網羅的かつ安定的な財政支援を可能とする新たな法体系の整備等を検討すること。あわせて、地域公共交通の確保に要する各種施設設備について、道路等と同様の社会資本として取り扱い、公共事業等と同水準の国庫補助を行うなど、支援制度を抜本的に拡充すること。

２　特に人口減少が進む地方部において、地域公共交通の維持、確保のため地方公共団体が負担している経費については、標準的な財政需要となっている実態を踏まえ、法体系の整備と併せて、路線の営業距離や運行規模等に応じた普通交付税による措置などを検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３２、意見書案第７号、米国産生ばれいしょの輸入解禁反対等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

高見議員。

○高見一典議員（登壇）　意見書案第７号、米国産生ばれいしょの輸入解禁反対等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略させていただきますが、

中　村　みなこ	江　川　あ　や	上　野　和　幸
植　木　だいすけ	小　林　ゆうき	まじま　隆　英
髙　橋　紀　博	品　田　ときえ	塩　尻　英　明
高　木　ひろたか	石　川　厚　子	能登谷　　繁
高　見　一　典	金　谷　美奈子	

以上、１４名であります。

米国産生ばれいしょの輸入解禁反対等を求める意見書

本道の農業は、専業的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である麦、大豆、てんさい、ばれいしょの４品目を中心に輪作体系の確立を図りながら、特にばれいしょでは、生食・加工用を始め、でんぷん工場とも密接な関係の下、地域経済・社会を支える基幹作物として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めている。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明できていないジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シロシスト」という。）の防除対策に加え、種子ばれいしょ農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障を来している。

そうした中で、２０２０年３月に米国から、生ばれいしょの輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきたが、病害虫リスク評価の作業を終え、次のリスク管理のステージに進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっている。既に輸入が解禁されているポテトチップ加工用ばれいしょでも、土壌を除去し、封印後、密閉コンテナで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件の下で輸入されている。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり、新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全、安心な国産ばれいしょの供給体制を更に困難な環境下に陥れ、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではない。

よって、政府においては、米国産生ばれいしょの輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、次の事項の実現について要望する。

１　道内のシロシストの侵入原因を究明できていない現状にもかかわらず、生ばれいしょの輸入は、加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産を崩壊させる危険があることから、科学的根拠にのっとったリスク管理が徹底されない限り、絶対に輸入解禁を認めないこと。

２　シロシスト防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮している中で、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、米国産生ばれいしょの検疫協議について、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。

３　近年の萌芽不良など種子ばれいしょの品質低下に対して、生産現場に原因分析の情報共有を図るとともに、種苗管理センターへの国の財政支援の強化や種子管理の徹底、作付け拡大に向けた種子の確保など、種子の安定供給体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３３、意見書案第８号、化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員（登壇）　意見書案第８号、化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は省略いたします。

江　川　あ　や	上　野　和　幸	駒　木　お さ み
皆　川　ゆきたけ	髙　橋　紀　博	品　田　と き え
中　野　ひろゆき	高　見　一　典	金　谷　美 奈 子
高　花　え い こ	中　村　のりゆき	

以上、１１名であります。

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（ＭＣＳ）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムに未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭

や職場、学校、公共施設等での周囲の不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和６年４月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、次の措置を速やかに講ずるよう強く求める。

１　全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するため、全国的な疫学調査・実態調査を実施すること。

２　標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

３　学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良（香害）への配慮について、５省庁連携による更なる周知・普及啓発を展開すること。

４　改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

５　患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における総合的・専門的相談体制を構築・強化するとともに、国民への正しい知識の普及、社会的理解の促進を図ること。

６　発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３４、意見書案第９号、防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇）　意見書案第９号、防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及

び防災体制の抜本的強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒　木　おさみ　　皆　川　ゆきたけ　　中　野　ひろゆき

高　花　えいこ　　中　村　のりゆき

以上、５名であります。

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年７月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っている。

一方で、７月２８日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、更には自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や２次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある次の措置を速やかに講ずるよう強く求める。

１　改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

２　災害関連死及び猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）やＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）等の医療・福祉チームを避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

３　マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、ＧＡＤＭ（災害マネジメント総括支援員）を始め、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

４　被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

５　地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による複合災害や２次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視・警戒体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３５、意見書案第１０号、夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

駒木議員。

○駒木おさみ議員（登壇）　意見書案第１０号、夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒　木　お さ み	皆　川　ゆきたけ	中　野　ひろゆき
高　花　え い こ	中　村　のりゆき	

以上、５名であります。

夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に、夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心、安全な涼しい居場所に行けば食が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって、政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない夏休みこども緊急セーフティネットを早期に確立できるよう、次の事項について速やかに必要な措置を講ずることを強く求める。

１　学校の一部施設をこどもクーリングシェルターとして開放・活用できるよう人的・財政支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入れ枠拡大に関する財政支援を強化すること。

２　こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（地域こどもの生活支援強化事業等の拡充）を行い、地域における食料供給ラインを強化すること。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付、円滑な供給体制を推進すること。

３　自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、アウトリーチ型支援として、こども宅食や定期的な訪問見守り（支援対象児童等見守り強化事業等）を推進すること。また、必要な

支援情報が対象世帯に届くよう、ＳＮＳ等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を強化・拡充すること。

４　生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進・拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第３６、決議案第１号、ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を求める決議についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

たけいし議員。

○たけいしよういち議員（登壇）　決議案第１号、ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を求める決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ　まさき	笠井　まなみ	あべ　なお
たけいし　よういち	石川　まさゆき	沼﨑　雅之
えびな　安信	高橋　ひでとし	菅原　範明
佐藤　さだお	松田　卓也	杉山　允孝

以上、１２名であります。

ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を求める決議

２０２６年８月１３日、ロシアのプーチン大統領が、我が国固有の領土である択捉島に不法に上陸した。現職のロシア大統領による択捉島訪問は初めてであり、我が国の主権及び国家の名誉を著しく侵害する暴挙として断じて容認できない。

８月は北方領土返還要求運動強調月間で、日本全国で精力的な署名活動や洋上慰霊が展開されている最中であり、また、元島民の方々の高齢化が進む中、四島交流事業や悲願である北方墓参の再開が見通せない状況が続いている。このような時期にあえて行われた今回の不法上陸は、元島民を始め、北海道民及び日本国民の切実な祈りと感情を著しく傷付けるものであり、国際社会における

道義的・普遍的な政治道徳にも真っ向から反する行為である。

これに先立つ１２日、同大統領は北方領土について、国際文書でロシア領と確定しているとの不当な見解を示し、我が国の正当な対ロ制裁に対して責任を転嫁する発言を行った。しかし、歴史的事実に鑑みれば、１９４５年８月のポツダム宣言受諾及び停戦命令の発令後、日ソ中立条約を一方的に破棄して行われたソ連による北方四島の占領は、国際法にのっとった正当な交戦の結果による占領とは根本的に性質を異にするものである。

我が国の対ロ外交は、領土問題を解決して平和条約を締結するという方針の下、１９９３年に調印された日露関係に関する東京宣言、１９９７年の首脳会談によるクラスノヤルスク合意などの前進が見られた。しかしながら、近年は、２０２０年のロシア憲法改正による領土割譲禁止規定や、同国による領土交渉そのものの否定、そして、北方領土の対米前線基地化に伴うミサイル基地建設や大規模軍事演習の実施など、日ロ双方の過去の外交努力を著しく損なう事態が頻発しており誠に遺憾である。

我が国が国際社会において名誉ある地位を占め、主権と平和を維持するためには、いかなる力による現状変更や恫喝にも屈してはならない。国においては、北海道知事の表明や道民の声とも軌を一にし、歴史的真実と正義に基づく毅然とした態度で対ロ外交をより一層力強く進めるべきである。

よって、本市議会は、次の事項が速やかに実行されるよう強く求める。

１　２０２０年のロシア憲法改正の実態を正視するとともに、プーチン大統領の択捉島不法上陸、歴史をわい曲する主張、並びに我が国周辺海域における不当な軍事拠点化に対し、政府として最大級の抗議を行い、北方領土の早期返還を求めること。

２　元島民の高齢化に鑑み、四島交流事業及び北方墓参の早期再開に向け、人道上の観点から国としてあらゆる外交的手段を尽くすこと。

３　日ソ中立条約破棄から続く不法占拠の歴史的真実と不法性を国内外へ正しく発信するとともに、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携し、国際法を無視する行為に対する外交的・経済的圧力を強化すること。

以上、決議する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第３回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会　午前１１時４１分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員